

香川県広域水道企業団情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月11日

香川県広域水道企業団企業長 池 田 豊 人

香川県広域水道企業団規則第6号

香川県広域水道企業団情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

香川県広域水道企業団情報公開条例施行規則（平成29年香川県広域水道企業団規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>(実施状況の公表)</p> <p>第12条 条例第29条の規定による実施状況の公表は、<u>インターネットの利用その他の企業長が適当と認める方法により行い、次に掲げる事項について行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>公開請求の件数</u></p> <p>(2) <u>公開決定、一部公開決定及び非公開決定の件数</u></p> <p>(3) <u>審査請求の状況</u></p> <p>(4) <u>その他企業長が必要と認める事項</u></p>	<p>(実施状況の公表)</p> <p>第12条 条例第29条の規定による実施状況の公表は、<u>公開請求の件数、公開決定、一部公開決定及び非公開決定の件数、審査請求の状況その他必要な事項について行うものとする。</u></p>												
<p>別表第1（第9条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>方 法</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付</td> <td>1枚につき<u>100円</u></td> </tr> </tbody> </table>	方 法	金 額	光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付	1枚につき <u>100円</u>	<p>別表第1（第9条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>方 法</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものとする。）に複写したものの交付</td> <td>1枚につき<u>300円</u></td> </tr> </tbody> </table>	方 法	金 額	光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものとする。）に複写したものの交付	1枚につき <u>300円</u>				
方 法	金 額												
光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付	1枚につき <u>100円</u>												
方 法	金 額												
光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものとする。）に複写したものの交付	1枚につき <u>300円</u>												
<p>別表第2（第9条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本産業規格A列3番を超えない<u>大きさの用紙にカラーで複写したものを交付する場合</u></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>日本産業規格A列3番を超える<u>大きさの用紙にカラー以外で複写したもの</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	金 額	日本産業規格A列3番を超えない <u>大きさの用紙にカラーで複写したものを交付する場合</u>	略	日本産業規格A列3番を超える <u>大きさの用紙にカラー以外で複写したもの</u>		<p>別表第2（第9条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>写しの大きさが日本産業規格A列3番を超えない場合</u>で当該写しがカラーであるとき。</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>写しの大きさが日本産業規格A列3番を超える場合で当該写しがカラー</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	金 額	<u>写しの大きさが日本産業規格A列3番を超えない場合</u> で当該写しがカラーであるとき。	略	写しの大きさが日本産業規格A列3番を超える場合で当該写しがカラー	
区 分	金 額												
日本産業規格A列3番を超えない <u>大きさの用紙にカラーで複写したものを交付する場合</u>	略												
日本産業規格A列3番を超える <u>大きさの用紙にカラー以外で複写したもの</u>													
区 分	金 額												
<u>写しの大きさが日本産業規格A列3番を超えない場合</u> で当該写しがカラーであるとき。	略												
写しの大きさが日本産業規格A列3番を超える場合で当該写しがカラー													

<u>のを交付する場合</u>	
<u>日本産業規格A列3番を超える大きさの用紙にカラーで複写したものを交付する場合</u>	
<u>スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスクに複写したものを交付する場合</u>	<u>1枚につき100円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額</u>

<u>以外のものであるとき。</u>	
<u>写しの大きさが日本産業規格A列3番を超える場合で当該写しがカラーであるとき。</u>	

第1号様式（第2条関係）

（日本産業規格A列4番）

行政文書公開請求書

年 月 日

香川県広域水道企業団企業長 殿
（ブロック統括センター等の長）

請求者 住 所

（〒 ）

氏 名

（団体にあつては主たる事業所の所在地、
名称並びに代表者の役職及び氏名）

電話番号（ ） —

香川県広域水道企業団情報公開条例第5条の規定により、次のとおり行政文書の公開を請求します。

行政文書の名称 その他の行政文 書を特定するに 足りる事項	
公開の方法の区 分	<input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付（用紙） （ <input type="checkbox"/> 窓口での交付 <input type="checkbox"/> 郵便等による送付） <input type="checkbox"/> 写しの交付（光ディスク） （ <input type="checkbox"/> 窓口での交付 <input type="checkbox"/> 郵便等による送付）
備 考	
※ 事務担当課等	
※ 受付年月日	年 月 日

- 注 1 □については、該当するものに「」を記入してください。
- 2 ※欄は、記入しないでください。
- 3 記載に不備があるときは、香川県広域水道企業団情報公開条例第6条第2項の規定により補正を求めることがあります。

第1号様式（第2条関係）

（日本産業規格A列4番）

行政文書公開請求書

年 月 日

香川県広域水道企業団企業長 殿
（ブロック統括センター等の長）

請求者 住 所

（〒 ）

氏 名

（団体にあつては主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号（ ） —

香川県広域水道企業団情報公開条例第5条の規定により、次のとおり行政文書の公開を請求します。

行政文書の名称 その他の行政文 書を特定するに 足りる事項	
公開の方法の区 分	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付（ <input type="checkbox"/> 窓口での交付 <input type="checkbox"/> 郵便又は信書便による送付） <input type="checkbox"/> 電磁的記録を複写したものの交付（ <input type="checkbox"/> 窓口での交付 <input type="checkbox"/> 郵便又は信書便による送付）
備 考	
※ 事務担当課等	
※ 受付年月日	年 月 日

- 注 1 □については、該当するものに「」を記入してください。
- 2 ※欄は、記入しないでください。
- 3 記載に不備があるときは、香川県広域水道企業団情報公開条例第6条第2項の規定により補正を求めることがあります。

第2号様式（第4条関係）

（日本産業規格A列4番）

行政文書公開決定通知書

年 月 日

様

香川県広域水道企業団企業長 団
（ブロック統括センター等の長）

年 月 日付けで公開請求のありました行政文書については、次のとおり公開することと決定しましたので、香川県広域水道企業団情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

公開請求に係る行政文書		
行政文書の公開の日時及び場所	日時	年 月 日 () 午前 午後 時 分
	場所	
事務担当課等	電話番号 () ー	
備考		

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県広域水道企業団企業長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、香川県広域水道企業団を被告として提起することができます。この場合においては、香川県広域水道企業団企業長が被告の代表者となります。

- 注 1 行政文書の公開の日時に都合の悪いときは、あらかじめ事務担当課等に連絡してください。
- 2 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。
- 3 この処分に対し香川県広域水道企業団情報公開条例第14条第1項に規定する第三者から審査請求があったときは、行政不服審査法の規定により公開が停止される場合がありますので、御了承ください。

第2号様式（第4条関係）

（日本産業規格A列4番）

行政文書公開決定通知書

年 月 日

様

香川県広域水道企業団企業長 団
（ブロック統括センター等の長）

年 月 日付けで公開請求のありました行政文書については、次のとおり公開することと決定しましたので、香川県広域水道企業団情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

公開請求に係る行政文書		
行政文書の公開の日時及び場所	日時	年 月 日 () 午前 午後 時 分
	場所	
事務担当課等	電話番号 () ー	
備考		

- 注 1 行政文書の公開の日時に都合の悪いときは、あらかじめ事務担当課等に連絡してください。
- 2 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。
- 3 この処分に対し香川県広域水道企業団情報公開条例第14条第1項に規定する第三者から審査請求があったときは、行政不服審査法の規定により公開が停止される場合がありますので、御了承ください。

第3号様式（第4条関係）

（日本産業規格A列4番）

行政文書一部公開決定通知書

年 月 日

様

香川県広域水道企業団企業長 印
（ブロック統括センター等の長）

年 月 日付けで公開請求のありました行政文書については、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので、香川県広域水道企業団情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

公開請求に係る行政文書		
行政文書の公開の日時及び場所	日時	年 月 日 () 午前 時 分 午後
	場所	
公開しない部分		
公開しない理由		
事務担当課等	電話番号 () -	
備考		

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県広域水道企業団企業長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、香川県広域水道企業団を被告として提起することができます。この場合においては、香川県広域水道企業団企業長が被告の代表者となります。

注 1 行政文書の公開の日時に都合の悪いときは、あらかじめ事務担当課等に連絡してください。

2 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

3 この処分に対し香川県広域水道企業団情報公開条例第14条第1項に規定する第三者から審査請求があったときは、行政不服審査法の規定により公開が停止される場合がありますので、御了承ください。

第3号様式（第4条関係）

（日本産業規格A列4番）

行政文書一部公開決定通知書

年 月 日

様

香川県広域水道企業団企業長 印
（ブロック統括センター等の長）

年 月 日付けで公開請求のありました行政文書については、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので、香川県広域水道企業団情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

公開請求に係る行政文書		
行政文書の公開の日時及び場所	日時	年 月 日 () 午前 時 分 午後
	場所	
公開しない部分		
公開しない理由		
事務担当課等	電話番号 () -	
備考		

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県広域水道企業団企業長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、香川県広域水道企業団を被告として提起することができます。

注 1 行政文書の公開の日時に都合の悪いときは、あらかじめ事務担当課等に連絡してください。

2 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

3 この処分に対し香川県広域水道企業団情報公開条例第14条第1項に規定する第三者から審査請求があったときは、行政不服審査法の規定により公開が停止される場合がありますので、御了承ください。

第4号様式（第4条関係）

（日本産業規格A列4番）

行政文書非公開決定通知書

年 月 日

様

香川県広域水道企業団企業長 印
（ブロック統括センター等の長）

年 月 日付で公開請求のありました行政文書については、次のとおり公開しないことと決定しましたので、香川県広域水道企業団情報公開条例第11条第2項の規定により通知します。

公開請求に係る行政文書	
公開しない理由	
事務担当課等	電話番号（ ） —
備考	

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県広域水道企業団企業長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、香川県広域水道企業団を被告として提起することができます。この場合においては、香川県広域水道企業団企業長が被告の代表者となります。

第4号様式（第4条関係）

（日本産業規格A列4番）

行政文書非公開決定通知書

年 月 日

様

香川県広域水道企業団企業長 印
（ブロック統括センター等の長）

年 月 日付で公開請求のありました行政文書については、次のとおり公開しないことと決定しましたので、香川県広域水道企業団情報公開条例第11条第2項の規定により通知します。

公開請求に係る行政文書	
公開しない理由	
事務担当課等	電話番号（ ） —
備考	

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県広域水道企業団企業長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、香川県広域水道企業団企業長を被告として提起することができます。

第10号様式（第7条関係）

（日本産業規格A列4番）

行政文書公開通知書

年 月 日

様

香川県広域水道企業団企業長 印
（ブロック統括センター等の長）

年 月 日付で照会しました行政文書については、次のとおり公開（一部公開）することと決定しましたので、香川県広域水道企業団情報公開条例第14条第3項（第19条において準用する第14条第3項）の規定により通知します。

公開請求に係る行政文書	
公開請求に係る行政文書に記録されているあなたの情報の内容	
公開を実施する日	年 月 日（ ）
公開を決定した処分	年 月 日付け 第 号
公開することとした理由	
事務担当課等	電話番号（ ） —
備考	

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県広域水道企業団企業長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、香川県広域水道企業団を被告として提起することができます。この場合においては、香川県広域水道企業団企業長が被告の代表者となります。

第10号様式（第7条関係）

（日本産業規格A列4番）

行政文書公開通知書

年 月 日

様

香川県広域水道企業団企業長 印
（ブロック統括センター等の長）

年 月 日付で照会しました行政文書については、次のとおり公開（一部公開）することと決定しましたので、香川県広域水道企業団情報公開条例第14条第3項（第19条において準用する第14条第3項）の規定により通知します。

公開請求に係る行政文書	
公開請求に係る行政文書に記録されているあなたの情報の内容	
公開を実施する日	年 月 日（ ）
公開を決定した処分	年 月 日付け 第 号
公開することとした理由	
事務担当課等	電話番号（ ） —
備考	

第13号様式（第11条関係）

（日本産業規格A列4番）

行政文書公開手数料減免不承認通知書

年 月 日

様

香川県広域水道企業団企業長 印
（ブロック統括センター等の長）

年 月 日付で申請のありました行政文書の公開に係る手数料の減免については、次の理由により承認できませんので通知します。

手数料の減免申請に係る行政文書	
不承認の理由	
事務担当課等	電話番号（ ） —

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県広域水道企業団企業長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、香川県広域水道企業団を被告として提起することができます。この場合においては、香川県広域水道企業団企業長が被告の代表者となります。

注 この処分に苦情があるときは、行政不服審査法に基づく審査請求とは別に、香川県広域水道企業団企業長（ブロック統括センター等の長）に対して苦情の申出を行うこともできます。

第13号様式（第11条関係）

（日本産業規格A列4番）

行政文書公開手数料減免不承認通知書

年 月 日

様

香川県広域水道企業団企業長 印
（ブロック統括センター等の長）

年 月 日付で申請のありました行政文書の公開に係る手数料の減免については、次の理由により承認できませんので通知します。

手数料の減免申請に係る行政文書	
不承認の理由	
事務担当課等	電話番号（ ） —

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県広域水道企業団企業長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、香川県広域水道企業団を被告として提起することができます。

注 この処分に苦情があるときは、行政不服審査法に基づく審査請求とは別に、香川県広域水道企業団企業長（ブロック統括センター等の長）に対して苦情の申出を行うこともできます。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この規則の施行の日以後にされた香川県広域水道企業団情報公開条例（平成29年香川県広域水道企業団条例第2号）第5条の規定による公開の請求について適用し、同日前にされた同条の規定による公開の請求については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に提出されている改正前の第1号様式による行政文書公開請求書は、改正後の第1号様式による行政文書公開請求書とみなす。

4 改正前の第1号様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。